

燃料費調整制度の変更に伴う供給約款変更届出等の概要

今回の供給約款の変更届出等は、燃料価格の変動をよりすみやかに電気料金に反映し、また電気料金の変動を平準化することを目的に、平成21年2月26日に改正された一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、燃料費調整制度が変更されることに伴って行うものです。

1. 燃料費調整制度の変更点

平均燃料価格算定期間から燃料費調整単価を適用するまでの期間を1ヶ月短縮。
燃料費調整単価の適用期間を、3ヶ月から1ヶ月に変更。

【現行制度】4～6ヶ月前の燃料価格を反映した燃料費調整単価を、3ヶ月ごとに適用する。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平均燃料価格算定期間			適用期間			適用期間			適用期間		
4～6ヶ月前			3ヶ月ごとに適用			3ヶ月ごとに適用			3ヶ月ごとに適用		

【新制度】3～5ヶ月前の燃料価格を反映した燃料費調整単価を、1ヶ月ごとに適用する。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平均燃料価格算定期間			適用期間			適用期間			適用期間		
3～5ヶ月前			1ヶ月ごとに適用			1ヶ月ごとに適用			1ヶ月ごとに適用		

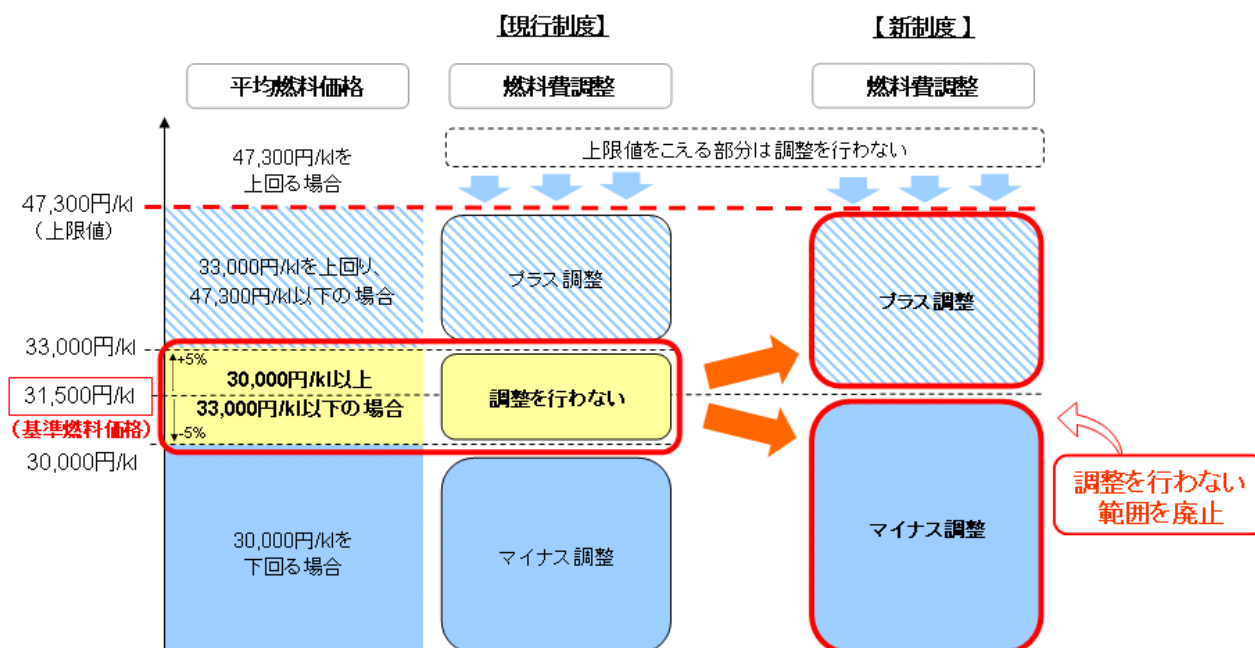
・1ヶ月短縮
・1ヶ月ごとに適用

これにより、燃料価格の変動は、現行制度よりも平均で2ヶ月早く電気料金に反映されます。

燃料費調整を行わない範囲を廃止。

【現行制度】平均燃料価格が、基準燃料価格(31,500円/kl)の±5%の範囲内にある場合、
燃料費調整を行わない。

【新制度】燃料費調整を行わない範囲を廃止する。



2. 新しい燃料費調整制度の実施時期

平成21年5月分の電気料金から実施します。

3. 燃料費調整についての特別措置および経過措置

平成21年1月分の電気料金から実施している燃料費調整についての特別措置は、新しい燃料費調整制度においても引き続き適用します。

燃料費調整についての特別措置

平成21年1～3月分の電気料金に適用される燃料費調整単価を2分の1程度低減し、当該低減分について平成21年4月分から平成22年3月分までの1年間をかけて燃料費調整単価に上乗せしてご負担いただくものです。

また、新しい燃料費調整制度への移行に伴い、平成20年10月から平成21年1月の燃料価格の一部が電気料金に反映されなくなることから、これらの燃料価格により算定した経過措置単価を、平成21年5月分から平成22年3月分までの11ヶ月をかけて燃料費調整単価に上乗せしてご負担いただきます。

【燃料費調整についての特別措置単価および経過措置単価】

低圧従量制供給(最低料金を除く)の場合

(単位:円/kWh)

燃料費調整単価の適用期間	特別措置単価	経過措置単価	合計
平成21年1～3月分料金	- 0.82	——	- 0.82
平成21年 4月分料金	+ 0.21	——	+ 0.21
平成21年 5月分料金	+ 0.21	+ 0.11	+ 0.32
平成21年 6月分料金	+ 0.21	+ 0.11	+ 0.32
平成21年 7月分料金	+ 0.21	+ 0.11	+ 0.32
平成21年 8月分料金	+ 0.21	+ 0.10	+ 0.31
平成21年 9月分料金	+ 0.21	+ 0.10	+ 0.31
平成21年 10月分料金	+ 0.21	+ 0.10	+ 0.31
平成21年 11月分料金	+ 0.21	+ 0.10	+ 0.31
平成21年 12月分料金	+ 0.21	+ 0.10	+ 0.31
平成22年 1月分料金	+ 0.19	+ 0.10	+ 0.29
平成22年 2月分料金	+ 0.19	+ 0.10	+ 0.29
平成22年 3月分料金	+ 0.19	+ 0.10	+ 0.29

4. その他

「電気最終保障約款」および「託送供給約款」についても変更届出および特例承認申請を行っています。

以 上